

職 長	事務局長	副 参 事	主 幹	主 任	主 事

別記様式(第6条関係)

政務活動費収支報告書

令和6年4月12日

北本市議会議長 滝瀬 光一 様



会 派 名 彩桜きたもと
 経理責任者氏名 高 橋 誠

北本市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、下記のとおり令和5年度分政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入(政務活動費) 1, 5 4 0, 0 0 0 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	6 1 3, 8 1 1	
研 修 費	6 1 4, 2 2 6	
広 報 費	2 5 1, 2 8 4	
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	6, 8 2 0	・ 地域創生入門 ・ 政策財務の基礎知識
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計	1, 4 8 6, 1 4 1	

3 残 額 5 3, 8 5 9 円

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載してください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

使途基準 項 目	調査研究費	1 / 1 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和5年 9月25日	7/12-14 交通費、宿泊代	398,520	1	
"	手数料	3,850	2	
"	振込料	440	3	
令和5年 7月13日	交通費 (長野ー小布施)	5,460	4	
"	交通費 (小布施ー長野)	4,760	5	
令和5年 7月11日	手土産代	6,480	6	
令和6年 3月28日	3/23 境町自動運転バ ス視察料	110,000	7	
"	3/28 境町さかい子育 て支援視察料	66,000	8	
"	レンタカー代	18,301	9	
合 計 額		613,811		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

領収書等貼付用紙

No. /

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	／

領 収 証

No. R15-01784

北本市議会彩桜きたもと 御中

金額(10%対象)

¥398,520—

但し 7/12(水) - 7/14(金) 長野・富山 ご視察費用として

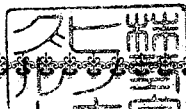
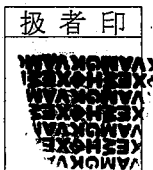
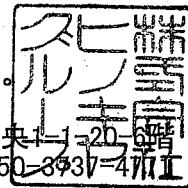
令和5年9月25日

上記正に領収いたしました。

内 訳	
現金	
振替	
振込	○

HINOKIYA 株式会社 ヒノキヤグループ

〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央1-20-6
TEL: 050-1702-5830 FAX: 050-3737-4711



領収書等貼付用紙

No. 2

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	1 /

No. R15-01783

領 収 証

北本市議会彩桜きたもと 御中

金額(10%対象)

¥3,850—

収 入
印 紙

但し 7/12 (水) -14 (金) 長野・富山ご視察取扱手数料として

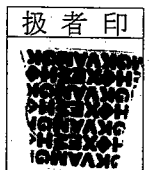
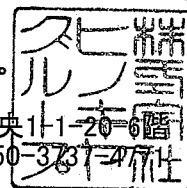
令和5年9月25日

上記正に領収いたしました。

内 訳	
現金	
振替	
振込	○

HINOKIYA 株式会社 ヒノキヤグループ

〒346-0003埼玉県久喜市久喜中央1-1-20-6階
TEL: 050-1702-5830 FAX: 050-3731-4771



領収書等貼付用紙

No. 3

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	／

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
05-09-25	12005	カート`送金
記 号	番 号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N290	*402,370	
	残高	
	*97,603	
三菱UFJ銀行		
大宮支店		
普通		
カ)ヒノキヤグループ		
送金料金 / *440円		
振込予定日 05-09-25		
キタモトシキ サイオウキタモト		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆ う ち ょ 銀 行 ——

領収書等貼付用紙

No. 4

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	/

領 収 書 様

領収年月日 2023.-7.13

金 額 ￥ 2,340-

上記金額確かに領収いたしました。

購入内容 乗車券類購入

原券番号 41-08649

長野電鉄株式会社

長野駅 41-85676

印紙税申告納
付につき長野
税務署承認済

領 収 書 様

領収年月日 2023.-7.13

金 額 ￥ 2,340-

上記金額確かに領収いたしました。

購入内容 乗車券類購入

原券番号 41-08652

長野電鉄株式会社

長野駅 41-85677

印紙税申告納
付につき長野
税務署承認済

領 収 書 様

領収年月日 2023.-7.13

金 額 ￥ 780-

上記金額確かに領収いたしました。

購入内容 乗車券類購入

原券番号 41-08653

長野電鉄株式会社

長野駅 41-85678

印紙税申告納
付につき長野
税務署承認済

領収書等貼付用紙

No. 5

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	1

領収書

ご利用日付 2023年-7月13日
時刻 13時32分
券番号:4185
取引内容:乗車券類 金2040円

伝票番号:4186

●ご利用ありがとうございます。

小布施駅 券01発行
長野電鉄株式会社

領収書

ご利用日付 2023年-7月13日
時刻 13時32分
券番号:4181
取引内容:乗車券類 金2040円

伝票番号:4182

●ご利用ありがとうございます。

小布施駅 券01発行
長野電鉄株式会社

領収書

ご利用日付 2023年-7月13日
時刻 13時32分
券番号:4187
取引内容:乗車券類 金680円

伝票番号:4188

●ご利用ありがとうございます。

小布施駅 券01発行
長野電鉄株式会社

参考様式第1号

領収書等貼付用紙

No. 6

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	1

2023年 7月11日

領 収 書

一連No041119

領収No000001

彩桜きたもと様

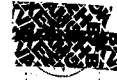
¥6,480-

(但し

として

正に領収致しました)

税抜金額
¥6,000-
消費税等
¥480-



(株)おさし製菓

連絡請求書登録番号

T5030001062123

埼玉県 北本市
北本2-258

電話: 048-591-2031

印刷面を内側に折って保管願います

領収書等貼付用紙

No. 7

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと

令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	1

領 収 証

北本市議会
彩桜きたもと

様 No. 0001826

★

¥ 110,000-

但し 自動運転バス視察代と17

登録番号: T1050001041541

令和6年5月28日 上記正に領収いたしました

8%
10% 本体¥100,000 消費税¥10,000



内訳

現金	
切手	

消費税額等

株式会社 さかいまちづくり公社

〒306-0433 茨城県猿島郡境町1-34-10

TEL. 0280-87-5011 FAX. 0280-87-5015

道の駅 さかい

さかい河岸レストハウス 茶蔵

SAKAI TEPPAN & WOLFGANG ZWILLER

さしま茶サロン・さかい河岸ベーカリー

扱者印



領収書等貼付用紙

No. 8

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	/

領 収 証

北本市議会
彩桜きたもと

様 No. 0001827

★

¥ 66,000-

但し 境町視察代として

令和6年3月28日 上記正に領収いたしました

登録番号: T1050001041541

8%

10% 本体 ¥60,000 消費税 ¥6,000

内訳	
現金	
切手	
消費税額等	



株式会社 さかいまちづくり公社

〒306-0433 茨城県猿島郡境町1-34-10

TEL. 0280-87-5011 FAX. 0280-87-5015

道の駅 さかい

さかい河岸レスト

SAKAI TEPPAN & WOLFGANG ZWILLER

さしま茶サロン・さかい河岸ベーカリー

扱者印



領収書等貼付用紙

No. 9

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和 5 年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	/

領 収 書

領収書 No. 0334594

令和 6 年 3 月 28 日

彩桜きたもと

様

Receipt

領 収 金 額 18,301 円

(税抜金額 16,638 円)

現金・小切手 17,050 円
クレジット 0 円
交通系 IC 1,251 円

収入印紙

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 鴻巣駅前
住 所 鴻巣市本町1-7-1
電話番号 048-544-1100

株式会社トヨタレンタカー新埼玉

本社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-206-1

扱者印



Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center. Thank you for renting from Toyota and Hertz.

彩桜きたもと 行政視察報告書

彩桜きたもと 幹事長 岡村有正

1. 視察期日 令和5年7月12日(水)～7月14日(金)
2. 視察先 長野県松本市、長野県小布施町、富山県富山市
3. 出席者 滝瀬光一、現王園孝昭、諏訪幸男、高橋 誠、青野康子、永井 司、岡村有正
4. 視察項目
[松本市] 人口 235,891人(令和5年7月1日現在)
面積 978.47 km²
街場のえんがわ作戦について(ほこみちプロジェクトの取組)
松本城三の丸エリアビジョン
～公民連携によるまちづくり(公共空間利活用)

[小布施町] 人口 (令和5年7月1日現在)
面積 19.12 km²
まちじゅう図書館(まちとしょテラソ)について

[富山市] 人口407,494人(令和5年7月1日現在)
面積 1,241.70 km²
富山駅北ブルバール地区での滞在環境整備事業について
(ウォーカブル推進都市の取組)

長野県松本市

【街場のえんがわ作戦について(ほこみちプロジェクトの取組)】

- (1)松本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、国土交通省が実施した道路占用許可基準の緩和措置(コロナ専用特例)に準じて、「街場のえんがわ作戦」として、沿道の飲食店などによる路上の利活用を支援してきました。
- (2)「家屋の縁側」が屋内「ナカ(私)」と屋外「ソト(公)」をゆるくつなぐ空間である事に着目し、「街場のえんがわ」でも「店と市民」「市民と市民」の縁が生まれ、結

ばれていくことを願っての名前が付けられました。

- (3) 特例措置終了後の令和5年 4 月1日以降は、歩行者利便増進道路制度(ほこみち)に移行することで、「街場のえんがわ作戦」を継続し、中心市街地を豊かにするための路上利用を支援、推進していくものです。
- (4) 道路管理者が指定した歩行者利便増進道路の利便増進誘導区域(特別区域)内では、テーブルやイスの設置、テラス営業、テイクアウトなどの道路占用が認められます。
- (5) 「ほこみち」制度は、地域の活性化や飲食店の支援を目指しており、引き続き多くの場所で活用されています。
- (6) 実施に際しては、道路管理者と公安委員会との協議、歩道がない狭い道路では歩行者天国等の規制等の対応のほか、特例区域指定にはバリアフリーであることなども必要となるとの事でありました。また、松本市では業務委託会社が事務局に入っていることもあります。人材と資金の問題がポイントであるとの話もありました。
- (7) 「ほこみち」制度は、令和5年3月末現在で、指定した道路管理者数40、指定路線が109とのこと。

本市においても、駅周辺の広い歩道空間の利活用により、地域の活性化、市内産業の振興、そして店と市民、市民と市民をつなぐことを目指して、賑わいを創出することも可能であり、積極的に検討がなされるべきと思われます。

【松本城三の丸エリアビジョン～公民連携によるまちづくり(公共空間利活用)】

- (1) 「松本城三の丸エリアビジョン」は、松本市のまちづくりを公民連携で実現するための取組です。このビジョンは、松本城を核とした三の丸エリアを活性化し、公共空間を利活用して、魅力的なまちづくりを目指します。
- (2) 松本城三の丸エリアは、松本城、松本駅、あがたの森を結ぶトライアングルの一角に位置し、歴史、文化が折り重なった観光地であり、松本市の顔となるエリアです。
- (3) エリアの未来を描き、公民連携で取り組みを進めるため、その道筋を描いたのが三の丸エリアビジョンです。一体的な雰囲気を持った場所＝「界隈」が 10 以上集まったことで、個性的なエリアを形成します。
- (4) 具体的なプロジェクトや施策を策定し、エリアビジョンを実現するためのステップを示します。6つの界隈で社会実験(リバーサイドプロジェクト等)をスタート。
- (5) 三の丸エリア内の公共事業～松本城南・西外堀復元事業の実施が進行中です。

長野県小布施町

【「まちじゅう図書館(まちとしょテラソ)」について】

- (1) 長野県小布施町の図書館は、来年で 100 周年を迎える歴史があります。2009 年に新しい図書館「まちとしょテラソ」が建設されました。

それまでは、町役場の3階にあって利便性が低かったため、市民の交流の場として平家建の図書館を建設しました。

- (2) 「まちとしょテラソ」のコンセプトは、「交流と創造を楽しむ、文化の拠点」です。

店主や家主が、自分の店舗や自宅の少しのスペースに本棚を置き、自分の好きな本をお客様とコミュニケーションをとることを目的としています。

例えば、酒屋さんならお酒や肴の本、パン屋さんならパンに関連する本等々、個性豊かに本が並びます。

- (3) 「まちとしょテラソ」は、小布施町内のいたるところで遭遇できる図書館で、本や新しいものに触れるのが大好きで、楽しそうな場所、人が集まる場所に出現します。

- (4) 全国公募で決まった志賀アリカ氏が2021年春に図書館長就任すると、「一人静かに黙々と」というイメージから、館内でおしゃべりOK、滞在型図書館へと変わっていったようです。

そして、志賀館長は、図書館は老若男女関係なく、全ての人が訪れて交流できる場であり、来た人の目的によっていろいろな形に変容できるのも、図書館としては新しいポイントではないかとも言われています。

靴を脱げば自由に乗ってOKという「なまこソファ」があったり、館内の壁際には、「BUNMYAKU(文脈)棚」や「OSHI(推し)棚」などさまざまなテーマ本、「OBUSE棚」には小布施町内の観光施設が無料になるスペシャルチケットが紛れ込んでいるという仕掛けだったり。

子どもだけでなく、障がいをお持ちの方にも本が出し入れしやすい書棚。

地域住民や中高生とのコラボした「移動図書館」や子どもたちの居場所つくるプログラム、隣接の小学校とのコラボによるヤギの放牧とふれあいの取組など。

志賀館長のもとで、「まちとしょテラソ」という図書館は、本と空間を通じて人と人をつなげる素晴らしい場所となっていると思います。

- (5) また、愛知県豊橋市では、JRと名鉄の豊橋駅から徒歩5分という立地に、「まちなか図書館」を建設し、まちづくりの中心となる交流拠点として様々な取り組みを行っているとの事です。

本や人と出会い、新たな世界を創造する。そして町とつながり、まちづくりに貢献する。誰もが気軽に立ち寄り、にぎわいを生み出す。今後の図書館をはじめとする公共施設の在り方がそこにあるように思われます。

富山県富山市

【富山駅北ブルバール地区での滞在環境整備事業(ウォーカブル推進都市の取組)について】

- (1) 富山駅周辺エリアでは、官民連携まちづくりの一環として、富山駅北ブルバール地区(ウォーカブル推進区域)での滞在環境整備事業が進められています。その目的は、市民が日常的に滞留し、歩きたくなる空間を創出し、中心市街地への回遊を促進することです。
- (2) ブールバールは、街の美しさ、自然、環境、利便性、カルチャー、コミュニティを結ぶ交流の場です。そのコンセプトは、「緑の都市空間」であり、緑の環境を活かした場所として位置付けられています。
- (3) 賑わいの空間：周辺飲食店と連携したオープンカフェ、箱ファニチャーの設置など、賑わいを創出する施策を展開しています。
くつろぎの空間：広い芝生広場や立山連邦の眺望を楽しめる橋上ベンチの設置により、市民のくつろげる場所を提供しています。
周辺施設との連携：総合体育館などの周辺施設との協力を通じて、エリアの活用(3×3バスケットコートの整備等)を促進します。
- (4) ブールバールエリアマネジメント富山は、富山駅北ブルバール周辺で活動しているエリアマネジメント団体であり、民間企業が中心となった構成団体が主体的に連携・活動し、ブルバール及びその周辺の地活用方策を検討・実践しています。新たな賑わいの創出を図り、周辺エリアの価値やロイヤルティを高めることを目的としています。
- (5) 本市のような規模の都市がウォーカブル推進都市を目指す場合、人口、面積や公共交通機関、交通量や観光資源等を勘案すると、富山市のような事業は難しいと思われますが、①公園、広場、歩道、自転車レーン等の公共スペースの整備し、市民が滞在しやすい環境の整備 ②交通インフラの改善や駐車場の整備 ③地域の特産品、文化や歴史的な資源、観光やイベントの促進 ④持続可能性と環境への配慮 ⑤地域経済の活性化などの施策を実施する中で、持続可能な滞在環境を作り上げることが重要ではないかと思われます。

以上

自動運転バス視察研修報告書

彩桜きたもと 高橋 誠

- 1 期 日 令和6年3月28日(木)
- 2 場 所 茨城県境町 道の駅さかい、株式会社セネック
- 3 全般説明 株式会社さかいまちづくり公社
- 4 参加者 滝瀬光一、現王園孝昭、諏訪幸男、高橋 誠、
青野康子、永井 司

5 研修内容

鉄道がない、公共交通が脆弱からくる高齢者が免許返納できない、若者が東京に行きづらいの課題から『誰もが生活の足に困らない町づくりへ』を目指し、2019年11月自動運転バスの運行実証実験の記事から、2020年1月に議会での予算承認を受け3台を導入し、町民試乗を開催し2021年に6台追加導入し、小学生の通学利用実証等も行い運行をしています。

現在は、2ルート、17バス停、土日においても運行しており、低速(時速20キロ)運行になりますが、地元の理解も得られ、その他の車両においても安全運転に協力して頂いています。

また、車両の概要説明(仕様、走行の原理、車両ラッピングに込めた思い等)、自動運転バス試乗し運行コースを実際に走行し、停留所、障害物等の感知について説明を受けました。

運行会社からの説明では、バスの開発はせず、交通事業者(全国10か所)向けのシステムで運行管理を専門に行う遠隔監視システム等の説明を受け、今後の高齢化していく地域の輸送問題に対応していく上で重要な課題であると感じました。

さかい子育て支援視察研修報告書

彩桜きたもと 高橋 誠

1 期 日 令和6年3月28日(木)

2 場 所 茨城県境町 境町アーバンスポーツパーク

さかい子育て支援センター

3 全般説明 株式会社さかいまちづくり公社

さかい子育て支援センター 館長 光畑由佳

3 参加者 滝瀬光一、現王園孝昭、諏訪幸男、高橋 誠、

青野康子、永井 司

4 研修内容

平成26年以降ふるさと納税において寄付件数が増加し、令和4年度においては59億5,348万円の寄付があり市の財政において重要な財源となっています。直近8年間に於いて、定住促進戸建住宅、境町ニコニコパーク、さかいスマイルキッズクリニック、S-WORK+KIDS、東京オリンピック施設の移設等、子育て支援またスポーツを核としたまちづくりを行っています。

子育て支援施策としては、育児用品の購入助成、賃貸家賃補助、給食費は半額、三人目以降は無料、20歳までの医療費補助、子育て・新婚世帯向けの定住支援等の他、子どもが英語を話せる町を目指し小学校卒業時に英検3級、中学校卒業時に英検2級を目指し、受験料についても全額負担しています。

平成27年以降の人口については、社会増となっています。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

使途基準 項 目	研修費	1 / 4 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和5年 7月11日	7/18-20 市町村議会議員研修参加費（高橋）	10,200	1 0	
〃	振込料	220	〃	
〃	7/18-20 市町村議会議員研修参加費（永井）	10,200	1 1	
〃	振込料	220	〃	
令和5年 7月16日	交通費（往復2名分） （北本－京都）	58,960	1 2	
令和5年 7月18日	交通費（2名分） （京都－唐崎）	480	政務活動費 支払証明書	
令和5年 7月20日	交通費（2名分） （唐崎－京都）	480	〃	
令和5年 7月24日	7/31-8/1 市町村議会議員特別セミナー （オンライン）	2,000	1 3	
〃	振込料	220	〃	
令和5年 9月25日	10/12-13 全国都市問題会議参加費（岡村）	10,000	1 4	
合 計 額		92,980		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

使途基準 項 目	研修費	2 / 4 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和5年 9月25日 //	10/12-13 全国都市問 題会議参加費（諏訪）	10,000	1 5	
"	10/12-13 全国都市問 題会議参加費（高橋）	10,000	1 6	
"	10/12-13 全国都市問 題会議参加費（青野）	10,000	1 7	
"	10/12-13 全国都市問 題会議参加費（永井）	10,000	1 8	
"	振込料	440	1 9	
令和5年 12月8日 //	10/12-13 交通費、宿泊代	232,080	2 0	
"	手数料	3,300	2 1	
"	振込料	440	2 2	
令和5年 9月25日 //	10/25 地方議会研修参 加費（青野）	5,000	2 3	
"	振込料	220	"	
合 計 額		281,480		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

使途基準 項 目	研修費	3 / 4 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和5年 9月25日 /	10/25 地方議会研修参 加費 (永井) /	5,000 /	24 /	
" /	振込料 /	220 /	" /	
令和5年 10月25日 /	交通費 (2名) (北本—有楽町) /	1,716 /	政務活動費 支払証明書	
" /	交通費 (2名) (有楽町—北本) /	1,716 /	" /	
令和5年 10月31日 /	11/8-10 市町村議会議 員研修参加費 (青野) /	10,200 /	25 /	
" /	振込料 /	220 /	" /	
令和5年 11月7日 /	往復交通費 (北本—唐崎) /	30,080 /	26 /	
令和5年 11月16日 /	11/20-21 市町村議会議 員研修参加費 (高橋) /	7,550 /	27 /	
" /	振込料 /	220 /	" /	
令和5年 11月19日 /	交通費 (北本—唐崎) /	14,940 /	28 /	
合 計 額		71,862		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

使途基準 項 目	研修費	4 / 4 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和5年 11月20日	交通費 (唐崎ー北本) /	14,940 /	29 /	
令和6年 3月19日 /	オンラインセミナー受 講料 /	25,000 /	30	
" /	振込料 /	220 /	"	
令和6年 3月15日 /	3/27 地方議会研修会参 加費 (4名) /	60,000 /	31 /	
" /	振込料 /	440 /	"	
令和6年 3月29日 /	3/27 地方議会研修会参 加費 (4名) /	60,000 /	32 /	当日追加 申し込み分
" /	振込料 /	440 /	" /	
令和6年 3月27日 /	交通費 (4名) (北本ー有楽町) /	3,432	政務活動費 支払証明書	
" /	交通費 (4名) (有楽町ー北本) /	3,432 /	" /	
合 計 額		167,904		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

政 務 活 動 費 支 払 証 明 書

【使途基準項目ごとに作成する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

使途基準 項 目	研修費	1 / 1 枚	(単位：円)		
支 出 年 月 日	使途及び支払内容 【具体的に記入】	支払先名称等	支払額 (按分後)	領収書等を徴 すことができ なかった理由	備 考 (按分率等)
令和5年 7月18日	市町村議会議員研 修交通費 (京都－唐崎) /	J R 東海	480 /	京都都区内で 購入し、差額を IC 改札におい て精算	240 円× 2 名 /
令和5年 7月20日	市町村議会議員研 修交通費 (唐崎－京都) /	〃 /	480 /	〃 /	240 円× 2 名 /
令和5年 10月25日	地方議会研修会参 加交通費 (北本－有楽町) /	J R 東日本	1,716 /	I C 改札口利 用のため /	858 円× 2 名 /
〃	地方議会研修会参 加交通費 (有楽町－北本) /	〃 /	1,716 /	〃 /	〃 /
令和6年 3月27日	地方議会研修参加 交通費 (北本－有楽町) /	〃 /	3,432 /	〃 /	858 円× 4 名 /
〃	地方議会研修会参 加交通費 (有楽町－北本) /	〃 /	3,432 /	〃 /	〃 /
合 計 額			11,256		

領収書等貼付用紙

No. /0

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	お取引内容
05-07-11	03120	カード送金
記号	番号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N038	*10,200	
	残高	
	*11,053	
滋賀銀行		
唐崎支店		
普通		
サイン) センコクシチヨウソクケンシユウサ イタ ン		
送金料金 *220円		
振込予定日 05-07-11		
キタモトシギ カイ タカハシマコト		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ う ち ょ 銀 行 —

領収書等貼付用紙

No. //

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	お取引内容
05-07-11	03120	カート`送金
記号	番号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N043	*10,200	
	残高	
	*633	
滋賀銀行 唐崎支店 普通		
ザ`イ)セ`ンコクジチヨウソ`ンゲンシユウサ`イ `ン		
送金料金		*220円
振込予定日		05-07-11
キタモトシキ`カイ ナカ`イツカサ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ う ち ょ 銀 行 —

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

領 収 書
Receipt 彩桜きたもと 様
領収年月日 2023.-7.16
金 額 ￥58,960
上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(30136 8枚)
東日本旅客鉄道株式会社
北本駅
北本駅VF1発行 40137-02
印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

北 本 → 京都市内

[illegible]

都 京 → 京 東

405290

2023-7-16北本県VF1 (2-夕) 30136-01

北 本 → 京都市内

[illegible]

東京 → 京都

REF 70

2023-7.16北本限VF1 (2-夕) 30136-02

東京都市内 → 北 本

¥18.260

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

東京 → 京都

NO5290

2023-7-16 日本製VF1 (2-夕) 30136-03

[illegible]

京都 → 東京

ND5290

第 1 章 緒 論

京都市内 → 北 本

2023-7.16 北本服VF1発行
30136-08 (2-夕) 043

領収書等貼付用紙

No. 13

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	1

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
05-07-24	03392	カート 送金
記 号	番 号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N162	*2,000	
	残 高	
	*66,413	
滋賀銀行 唐崎支店 普通 サイ)セ ンコクシチヨクソクケンシユウサ イタ ン 送金料金 *220円 振込予定日 05-07-24 キタモトシキ カイ・オカモトアリマサ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

領収書等貼付用紙

No. 14

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

会議参加費 領収書

岡村 有正 様

金 10,000円

但、「第85回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和5年 9 月 25 日

第85回全国都市問題会議実行委員会
会 長 熊 谷 雄 一



領収書等貼付用紙

No. 15

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

会議参加費 領収書

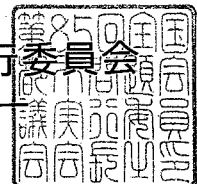
諏訪 幸男 様

金 10,000円

但、「第85回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和5年 9 月 25 日

第85回全国都市問題会議実行委員会
会 長 熊 谷 雄 一



領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

会議参加費 領収書

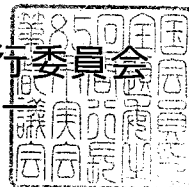
高橋 誠 様

金 10,000円

但、「第85回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和5年 9月25日

第85回全国都市問題会議実行委員会
会 長 熊 谷 雄



領収書等貼付用紙

No. 17

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

会議参加費 領収書

青野 康子 様

金 10,000円

但、「第85回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和5年 9月25日

第85回全国都市問題会議実行委員会
会 長 熊 谷 雄



領収書等貼付用紙

No. ②

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

会議参加費 領収書

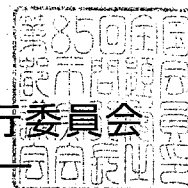
永井 司 様

金 10,000円

但、「第85回全国都市問題会議」に係る会議参加費として、
上記正に領収いたしました。

令和5年 9 月 25 日

第85回全国都市問題会議実行委員会
会 長 熊 谷 雄 一



領収書等貼付用紙

No. 19

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	1

ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店 番	お取引内容
05-09-25	12005	カート送金
記 号	番 号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N305	*50,000	
	残高	
	*35,043	
みずほ銀行 十四号支店 普通 カ) JTB		
送金料金 *440円		
振込予定日 05-09-25		
000098 サイオウキタモト		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

領収書等貼付用紙

No. 20

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

No. R15-01852

領 収 証

北本市議会彩桜きたもと 御中

金額(10%対象)

¥232,080-

但し 10/12(木)-13(金) 青森 ご視察費用として

令和5年12月8日

上記正に領収いたしました。

内 訳	
現金	
振替	
振込	○

HINOKIYA 株式会社 ヒノキグループ

〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央1-1-20-6階
TEL: 050-1702-5830 FAX: 050-3791-4711



扱者印



参考様式第1号

領収書等貼付用紙

No. 2/

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

No. R15-01854

領 収 証

北本市議会彩桜きたもと 御中

金額(10%対象)

¥3,300—

収 入
印 紙

但し 10/12(木) - 13(金) 青森 ご視察費用取扱手数料として

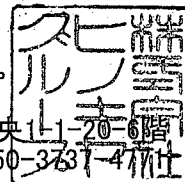
令和5年12月8日

上記正に領収いたしました。

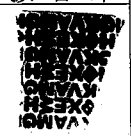
内 訳	
現金	
振替	
振込	○

HINOKIYA 株式会社 ヒノキグループ

〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央1-1-20
TEL: 050-1702-5830 FAX: 050-3731-4111



扱者印



領収書等貼付用紙

No. 22

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
05-12-08	03120	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N008	*235,380	
	残高	
	*214,593	
三菱UFJ銀行 大宮支店 普通 カ)ヒノキヤグループ		
送金料金	*440円	
振込予定日	05-12-08	
キタモトシキ	サイオウキタモト	

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちよ銀行

領収書等貼付用紙

No. 23

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	1

ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店 番	お取引内容
05-09-25	12005	カート 送金
記 号	番 号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N316	*5,000	
	残高	
	*24,603	
楽天銀行 第四営業支店 普通 シヤ)シーケーセミナー		
送金料金	*220円	
振込予定日	05-09-25	
キタホトシキ	アオノ ヤスコ	

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

領収書等貼付用紙
No. 24

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-09-25	12005	カート送金
記号	番号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N311	*5,000	
	残高	
		*29,823
楽天銀行 第四営業支店 普通 シャ)シーケーセミナー		
送金料金 *220円		
振込予定日 05-09-25		
キタモトシギ ナガイ ツカサ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

領収書等貼付用紙

No. 25

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	お取引内容
05-10-31	12514	カート 送金
記号	番号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N199	*10,200	
	残高	
	*20,183	
滋賀銀行 唐崎支店 普通		
サ イ) セ ン コ ク シ ャ ヲ ク ノ ク ケ ン シ ユ ウ サ イ タ ン		
送金料金		*220円
振込予定日 05-10-31		
キタモトシキ アオノヤスコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ う ち ょ 銀 行 —

領収書等貼付用紙

No. 26

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

領 収 証

2023年11月 7日

彩桜 きたもと 様

金30,080円

ただし、乗車券類代
(クレジットカードによるご利用分)として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

桶川801 No.000005

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 渋 谷
税 務 署 承 認 済



領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	／

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
05-11-16	03612	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N034	*7,550	
	残高	
	*20,413	
滋賀銀行 唐崎支店 普通		
サ イ) セ ン コ ク シ チ ヨ ウ ソ ン ケ ン シ ユ ウ サ イ タ ン		
送金料金	*220円	
振込予定日	05-11-16	
キタモトシキ	タカハシ マコト	

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

領 収 書

Receipt

領収年月日
金額

2023.11.19
¥14,940

登録番号: T9011001029597
税10%

上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類
(10155 2枚)
東日本旅客鉄道株式会社
北本駅VF1発行 20156-02

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領収書等貼付用紙

No. 29

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

領 収 書

Receipt

領収年月日 2023.11.20 登録番号: T1120001059675
金 額 ￥14,940 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類
(00021 2枚)
西日本旅客鉄道株式会社
唐崎駅F1発行 10022-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領収書等貼付用紙

No. 30

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと

令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	／

領収証

No. _____

彩桜きたもと 様

令和6年3月26日

金 額

¥25,000

但 3月26日セミナー受講料(オンライン)として
上記正に領収いたしました

内

消費税等

現金

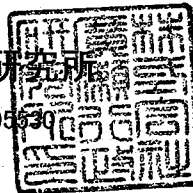
収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号 T2011001095530



ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-03-19	03392	カート送金
記号	番号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N224	*25,000	
	残高	
	*7,537	
みずほ銀行 麹町支店 普通 カ)ヒロセギョウセイケンキョウシヨ		
送金料金 *220円		
振込予定日 06-03-19		
サイオウキタモト ナカイツカサ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

領収書等貼付用紙

No. 3 /

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

領 収 証

2024 年 3 月 27 日

彩桜きたもと

様

★

¥60,000

但 3/27 10時～ 高齢化の進展・人口減少に対応した交通まちづくり

4名様 研修会受講代として

上記正に領収いたしました



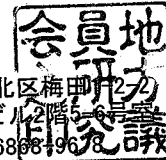
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田2-2-2

大阪駅前第2ビル2階56号室

TEL 050-6868-1968



利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-03-15	01431	カート送金
記号	番号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N025	*60,000	
	残高	
	*80,197	
楽天銀行 第四営業支店 普通 シャ)シーケーセミナー		
送金料金 *440円		
振込予定日 06-03-15		
サイウキタモト タカハシマコト 4メイアツン		

ご利用いただきましてありがとうございます。

ゆうちょ銀行

領収書等貼付用紙

No. 32

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	/

領 収 証

2024 年 3 月 27 日

彩桜きたもと 様

★

¥60,000

但 3/27 14時～ 地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画

4名様 研修会受講代として

上記正に領収いたしました



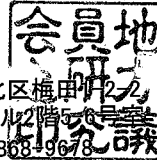
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-2-1

大阪駅前第2ビル2階5号室

TEL 050-6868-9678



月 明 細 票

お取扱日	店番	お取引内容
06-03-29	03392	カート`送金
記号		番号
*****		*****5691
取扱番号	お取引金額	
N195	*60,000	
4203	残高	
	*3,277	
楽天銀行 第四営業支店 普通 シャ)シーケーセミナー		
送金料金 *440円		
振込予定日 06-03-29		
サイオウキタモト 4メイフン		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

令和5年度市町村議会議員研修〔3日間コース〕

第1回 『1年生議員のために』

彩桜きたもと 永井 司

1 期 日 令和5年7月18日（火）～7月20日（木）

2 場 所 全国市町村国際文化研修所

3 参加者 永井 司、高橋 誠

4 内 容 地方自治制度と地方議会
議会と議員
議員の身分と職責
地方議会の活性化と議員の役割

5 議員と議会について

地方議員は、地域社会において重要な役割を果たしており、地域住民の声を代表し、地方自治体の発展に貢献している。そのため、地方議員は地域の発展や住民の福祉に直接関わる重要な立場である。

地方議会の観点から見ると、地方議員は議会内での議論や決定に参加し、地方自治体の施策や予算編成に関わる重要な役割を果たしている。地方議会は地域の課題やニーズに即した政策を策定する場であり、地方議員はそれを実現するための中心的存在である。

地方議会は地域の発展や住民の福祉に関する政策を策定する。これには、教育、医療、交通、都市計画、環境保護など幅広い分野が含まれる。地方自治体の予算編成も地方議会の重要な役割だ。地方議会は予算案を審議し、地域の優先事項に基づいて予算の配分を決定する。

また地方議会は地方行政機関の活動を監視し、行政の透明性や効率性を確保する役割も担っている。行政の運営や政策の実行が住民の利益に適合しているかどうかを評価する。議会での質疑や委員会活動を通じて、執行部に対して説明を求め、必要に応じて改善策を提案することも役割の一つだ。

また地方議会は地域住民の代表者としての役割を担う。議員は住民の声を収集し、地域の様々な意見をまとめて政策に反映させる必要がある。加えて住民からの要望や苦情に対処するための窓口としての役割も持つ。地方議会は住民

との対話を通じて地域の課題やニーズを理解し、解決策を模索することも重要な役目である。

地方議会は地域社会の発展と住民の福祉を促進するために積極的に活動する。これには、地域経済の活性化、雇用創出、社会福祉の拡充、文化や観光の振興、環境保護なども含まれる。

上記のように、地方議会は地域社会の中心的な機関として、政策決定や行政の監視、住民の代表としての役割を果たすことで、地域の発展と住民の福祉の実現に向けて活動している。地方議員は地域社会において欠かせない存在であり、その役割は地方自治体の発展や住民の福祉に直結している。地方議員の活動は地域全体の発展に大きく貢献しており、その重要性は今後もますます高まっていくだろう。

6 議会と首長について

まず、市議会議員は地方自治法に基づいて選出された代表者であり、市民の声を直接的に反映する役割を果たす。議会内での議論や議決に参加し、地方自治体の施策や予算編成に関与することで、市民の利益を最大化するために努める。市議会は、地域の課題やニーズに即した政策を策定し、市民の立場に立って適切な判断を行う。

一方、首長は市の行政のトップであり、執行部の長を務める。また、市議会と協力し、議会が決定した方針や予算を実現するために尽力する。首長は市民の信任を得て、市政の実行に資することが期待される。

議会と首長は、地方自治体における政治プロセスにおいて重要な役割を果たしている。議会は立法権を持ち、市民の代表者として地方自治体の政策決定に関与する。一方、首長は行政府の長として市の行政を統括し、議会が決定した政策を実行する責任がある。

議会の役割は、地方自治法や地方自治体の条例に基づいて定められている。議会は議員によって構成され、一般的に議会の権限は、予算の承認、条例の制定、市の政策の審議などに及ぶ。議会は市民の利益を第一に、市政の透明性や公正性を確保するために、議決や審議を行う。また、議会は市政の責任者である首長に対して監督権を持ち、行政の適切な運営を確保する役割を果たす。一方、首長は市町村の執行機関の責任者として、議会が決定した政策や方針を実現する責任がある。首長は市の行政組織を率い、市政運営を行う。彼らは議会と協力して市政を推進し、市民の福祉や発展のために尽力する。首長は市民からの信任を受けており、市の代表者として市民との間でコミュニケーションを図り、市民の声を反映させる役割も担う。

議会と首長の関係は、協力関係であると同時に、時には対立することもある。

る。しかし、地方自治体の健全な運営においては、議会と首長がバランスを保ちながら、市民の利益や地域社会の発展を最大限に考慮した政策の立案と実行が求められる。

7 日本国憲法と地方自治について

地方自治の必要性は、身近な問題は身近な主体が解決する方が望ましく、これが人権と民主主義の基本であるからだ。しかし、地方で決めるべき事柄は限られており、地方自治を実現するための条件が整備されている必要がある。地方自治制度は、単に地方における制度を説明するだけでなく、地方自治を確保するためのものであり、国の干渉や関与のためではないことを理解する必要がある。国が勝手に地方の重要な決定を行い、それを押しつけることは許されない。

地方自治は、民主主義と人権の実現を目指して、国の統治を制限し、別の統治を設けることを意味する。憲法で地方自治に関する事項をすべて定めることも可能だが、日本国憲法では地方自治の本旨に基づく法定主義を採用し、直接公選制や条例制定権、住民投票の義務付けなどについて規定している。このため、地方自治の具体的な内容や保障は地方自治法に委ねられている。重要な論点の一つは、法定主義の意味である。地方自治の法定主義は、国民の意思を反映する法律に基づくことを重視している。しかし、これは法律によって何でもできるという考えを生む可能性を秘めている。また、地方の財政的な脆弱さを利用した中央政府の支配が地方の従属構造を作り出している。

もう一つは、地域的な人権保障の拡大だ。古典的な人権だけでなく、現代的な人権や地域に根付いた権利も重要である。地方自治の検証において、地方の役割が重要であり、地域住民の権利を保障する役割を果たすべきだ。地方自治法は、地方自治の基本法として、地方公共団体の運営と組織に関する重要な規定を含んでいる。具体的には、地方自治の原則や地方公共団体の種類、条例制定の手続き、直接請求制度、議会と執行機関の関係、財務と財産の管理、国との関係などが定められている。これらの規定は、地方公共団体が行う事務や政策の基盤となる。

地方公共団体は、地方自治法に基づきさまざまな事務を行う。その中には、都市計画や建築の規制、道路や公共施設の管理と利用、学校教育の整備、生活保護の実施、環境保全の推進、災害の防止と救援などが含まれる。これらの事務は、地方公共団体の自治権の行使によって遂行されるが、国との連携や協力が不可欠だ。特に国の施策や法律に基づく事務においては、地方と国の連携が重要である。

一方で、地方自治法のもとで行われる地方自治においては、地方公共団体の

自立性が重視される。しかし、過去の伝統的な思考や慣習により、国の監督や介入が根強く残っていることがある。このような状況を克服し、地方自治の本来の意義を理解し、実践するためには、国や地方の関係者が自己の責任をもって取り組む必要がある。

また地方自治法の改正や制度の変革は、単なる法律の名称の変更にとどまらず、日本国憲法が示す地方自治の枠組みを理解し、実践することによって成り立つ。そのためには、国や地方の関係者が地方自治の本質を深く理解し、適切な対応を行う必要がある。

憲法と地方自治法の制定から 80 年近くを迎え、必要なのは地方自治の本来の目的を見直し、過去の成果と未解決の課題を検証し、今後の発展と将来に向けたより強固な民主主義と人権保障を模索することだ。国や地方の両方において、地方自治を豊かにするための過去の努力を真摯に振り返り、将来に向けた責任の重みを再確認することがまず必要だ。

令和5年度第1回市町村議会議員特別セミナー

オンライン受講報告書

彩桜きたもと 岡村有正

1. 受講期日 令和5年7月31日（月）～8月1日（火）
2. 受講先 全国市町村国際文化研修所
3. 内 容
 - ・ 脱炭素先行地域「真庭」の挑戦
～地域資源を生かした真庭市の戦略～
岡山県真庭市 市長 太田 昇氏
 - ・ 未来の年表
～人口減少日本で地方に起きること、すべきこと～
一社）人口減少対策総合研究所 理事長 河合雅司氏
 - ・ Z世代とこれからのまちづくり
芝浦工業大学教育イノベーション推進センター 教授 原田曜平氏
 - ・ その地域づくり、古くない？
～全国 280 以上の自治体と共創してきた地域づくりの秘訣～
株式会社あわえ 代表取締役 吉田基晴氏

4. 受講内容の報告

(1) 脱炭素先行地域「真庭」の挑戦～地域資源を生かした真庭市の戦略～

- ① 岡山県の北部に位置する真庭市は、地域資源を活かした脱炭素の取組で注目されています。市内の8割が森林で、木材集散地としても知られています。
- ② 真庭市は、面積：約 828 km²、人口：42,477 人（令和5年2月1日現在）、で、木材集散地として日本有数の木材資源を有しています。
財政規模は（令和3年予算）：一般会計 324 億円、特別会計 202 億円で、バイオマス産業都市指定、SDGs 未来都市指定、脱炭素先行地域指定をそれぞれ受けています。

③真庭市の脱炭素戦略は、以下のとおりとなります。

(ア) 木材資源の活用～林業と木材加工業を活性化し、再生可能エネルギー産業に取り組んでいます。

(イ) 環境型低コスト農業～地域の農業を持続可能にし、高齢化社会に対応する共生社会を目指します。

(ウ) バイオマス発電～真庭バイオマス発電所を中心に、木材を余すことなく使い切る住管型経済圏を構築しています。発電能力は 10,000KWで年間約8万MWhの発電量を実現しています。

(エ) 生ごみの資源化～生ごみをバイオ液肥として再生し、持続可能な地域を将来世代へ引き継ぐ取組を進めています。

④以上のように、真庭市は地域資源を最大限に活用し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいる事例であると思います。

本市でも、脱炭素社会の実現に向けて、地域資源を有効に活用し循環型経済を確立できるようしっかりと取り組んでいきたいと思います。

(2) 未来の年表～人口減少日本で地方に起きること、すべきこと～

①少子化対策で出生率が上昇しても、出生数が減少し、勤労世代が当面減少します。その減少幅が大きいため、外国人労働者は穴埋めとならない。

②AIや機械化が進展しても人手不足解消は限定的で、地方移住や転出抑制しても、若い女性が流出ならば出生数は減少となります。

③東京の一極集中は、20代前半の女性を中心となっています。

④国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口は、2020年1億2614万、2045年1億880万人、2070年8699万人、2095年6651万人、2120年4973万人となっています。20～64歳日本人人口は2040年1363.5万人、2070年3585.2万人と2020年比46.6%減となります。

⑤2050年の高齢化率37.1%、2070年は高齢化率のピークで38.7%となります。高齢社会は、高齢化する高齢者、女性高齢者の増加、1人暮らしの高齢者の増加、貧しい高齢者の増加という特徴がみられます。

⑥人口減少で地域に起こると考えられることは、以下のとおりです。

(ア) 運転手不足、バスや物量の遅滞

(イ) 技術者不足で修繕・メンテナンスが進まない

(ウ) 利用者減少によるガス・水道料金の高騰

(エ) 自治体職員不足、地方議員の定数割れ

(オ) 税収不足と行政サービスの縮小

(カ) 医師の高齢化、患者不足で病院の撤退

⇒ 過疎地域ほど生活コストが高くなると思われる。

⑦人口減少対策は「現状維持バイアス」との戦いとなる。

必要なことは、人口が減ってもなお、経済成長することであり、社会機能が維持されなければなりません。

⑧そのためには、戦略的に縮むという成長戦略が必要となります。

(ア) 経営モデルの転換～薄利多売の終焉、ニーズに対して高付加価値化

(イ) 1人当たりの生産性向上～稼ぐ力の向上、勤務時間の濃密化

(ウ) 関係強化によるトランスフォーメーション～人、モノ、金、情報を積極循環、強みのかけ算

⇒ 捨てるものを捨て、残すものを磨く

⑨人口減少社会で自治体に求められること

(ア) 自治体の枠を超える視点～民間事業者の撤退を防ぎ、生活機能を維持する事

(イ) 多極集住に向けた人口集約～エリア内2地域居住などで都市の拡散防止

(ウ) 地域自立型企業の立地～海外進出できる企業、地域内で完結

(エ) 移住促進より若い女性の流出防止～出産期の女性の減少は致命的、女性向けの雇用創出

⑩本市でも、20～30代女性に絞ってのシティプロモーション事業、交流人口や2拠点居住の視点をもつての事業を展開していますが、将来的には、若い女性の雇用を創出できるような企業の誘致や産業の振興、ならびに近隣自治体との広域連携等をさらに進める必要があると考えます。

(3) Z世代とこれからのまちづくり

①マーケティングアナリストで芝浦工業大学教授である原田曜平氏は、若者の消費行動について日々トレンドを追っています。原田氏が生み出した「さとり世代」「マイルドヤンキー」など数々の造語は流行語大賞等でノミネートされたこともあります。

その原田氏が注目しているのが、「Z世代」です。Z世代は、およそ1990年代中盤～2000年代序盤以降に生まれた世代を総称する概念としてアメリカから発信されたとのこと。

(ア) 現在 73～77歳 「団塊の世代」

(イ) " 64～72歳 「シラケ去代」≡「ポパイ・JJ世代」

(ウ) " 59～63歳 「新人類世代」

(エ) " 53～58歳 「バブル世代」

- (オ) // 49～52 歳 「団塊ジュニア世代」≡「ロスジェネ世代」
- (カ) // 37～48 歳 「ポスト団塊ジュニア世代」≡「ロスジェネ世代」
- (キ) // 27～36 歳 「ゆとり世代」≡「さとり世代」
- (ク) // 26 歳以下 「Z世代」

② Z世代が成人期に達し、消費市場に大きな影響を与えており、その規模は日本では人口の15%、世界では約30%に達し、Z世代の約7割が家族の購入意思決定に影響を及ぼしているとのこと。様々なテクノロジーやサービスに慣れ親しんでいるZ世代を惹きつけるためには、魅力的なコンテンツと仕掛けが必要だと言われています。

③ Z世代は、自由な発想と柔軟性を持ち、「チル」の文化を重視しています。彼らは、自己承認意欲が高く、SNSを活用してコミュニケーションをとります。まちづくりにおいては、彼らのエネルギーや拡散力を活かすことが重要であります。

④ 人口減少社会においても、職・住・遊の近接を活かした働き方や生き方を提唱し、地域の魅力を高めることが求められており、循環を重視し、世代交代や役割交代を通して新たなチャレンジを継続的に行う必要があると思います。

また、住民とのコミュニケーションを充実させ、対話と発信力を向上させることが重要であり、ジェンダー論や地域資源の活用など、多様な視点からまちづくりを考えることが求められていると思います。

(4) その地域づくり、古くない？

～全国280以上の自治体と共創してきた地域づくりの秘訣～

① 吉田基晴氏は株式会社あわえの代表取締役であり、地方の活性化や社会課題の解決に取り組んでいます。

吉田氏は、1971年に徳島県海部郡美浜町で生まれ、大学を卒業後、複数のITベンチャー企業に勤務後、2003年にセキュリティソフト販売会社を立ち上げ代表取締役に就任しました。

2012年に美浜町にサテライトオフィス「美浜Lab」を開設、2013年に本社も移転しました。

2013年6月、株式会社あわえを設立し、地方の力を活かして社会課題を解決するビジネスを展開しています。

② 吉田氏は、地域づくりにおいて、以下のような社会課題を解決してきています。

(ア) 過疎地の活性化

吉田氏は美浜町に本社を置き、地方の力を活かして社会課題を解決するビジネスを展開しています。

過疎地の活性化に取り組むことで、地域の人々に新たな働き方や暮らしの選択肢を提供しています。

(イ) デュアルスクールの導入

吉田氏はデュアルスクールの価値を提唱しており、地方だけでなく、都会でも学びの可能性を広げています。この取り組みは少子化対策や地域創生に寄与しています。

(ウ) 自然との共生

吉田氏は、美波町の自然環境を活かしながら仕事と暮らしを両立させています。釣りや薪割りなどの趣味を通じて、地域の自然と共生を実践しています。

吉田氏のビジョンと行動は、地域社会の発展と持続可能な未来に向けて大きな影響を与えていると思います。

③ 今回のセミナーでの紹介された吉田氏の地域活性化の取組と同じように、日本全国の自治体や企業が取り組んでいると思います。

それらの成功事例を参考にして、本市の地域資源や特性を活かした形で、本市独自のユニークなアプローチで地域活性化を実現できるような調査研究をしていきたいと思います。

以 上

第 85 回全国都市問題会議報告

文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展

彩桜きたもと 幹事長 岡村有正

1. 期 日 令和5年10月12日(木)～10月13日(金)
2. 場 所 青森県八戸市
3. 出席者 諏訪幸男、高橋 誠、青野康子、永井 司、岡村有正
4. 内 容 基調講演
日比野克彦氏（東京藝術大学長）
主報告
熊谷雄一氏（八戸市長）
一般報告
吉川由美氏（文化事業ディレクター）
花岡利夫氏（東御市長）
鈴木秀樹氏（(株)鹿島アソシエーツ F C取締役副社長）
パネルディスカッション
小林真理氏（東京大学大学院人文社会系研究科教授）
今川和佳子氏（合同会社 majimu 代表取締役）
松橋崇史氏（拓殖大学商学部教授）
頼重秀一氏（沼津市長）
山崎善也氏（綾部市長）

5. 日比野勝彦氏の基調講演について

- (1) 日比野克彦氏は、東京藝術大学の第 11 代学長であり、アーティストでもあります。日本の現代アートを長年牽引してきました。また、社会とのつながりを強く意識し、芸術を通じて社会課題を解決することを重視しています。
- (2) 基調講演は、国や地域の課題をアートで解決することが芸術家の役割だという視点から行われました。芸術が社会とつながっていること、芸術を通じて社会を変えることができると考えています。東京芸術大学の役割は、社会に貢献できる人材を育成・輩出することだと述べています。

- (3) 日比野氏は、アートの力を活用して様々プロジェクトに取り組んでいます。東京オリンピック、パラリンピックで展開された「TURN」プロジェクトは、世界の国や大学と連携し、アートを通じて課題を解決する試みです。日比野氏のアートへの情熱と社会への貢献意欲は、学生たちにも影響を与えていると思います。

6. 熊谷雄一氏の主報告について

- (1) 八戸市長として、市民のために様々な政策を推進しています。
熊谷市長は主報告の中で、文化・スポーツに関する公共施設整備を中心とした取組の意義と課題を報告し、それらの拠点を通じた地域のネットワークやコミュニティの形成への展望を示しました。
- (2) 八戸市が展開してきた文化によるまちづくりとして行ってきた 2021 年開設の八戸市美術館など、空洞化した中心市街地の都市機能再編と連動した文化施設整備や文化活動の取組を説明されました。
- (3) スポーツによるまちづくりでは、「氷都・八戸」の市民文化として根付いているスケートの支援として整備された「長根屋内スケート場」等の紹介がありました。
- (4) 熊谷市長は、文化とスポーツが生きる歓びに直接訴えかけるような価値を有するとして、特に社会的価値について、人口減少化の地域社会におけるネットワークづくりとコミュニティづくりの観点からの効果に言及し、その拠点となる公共施設などパブリックな空間の重要性を説いていました。

7. 一般報告について

- (1) 吉川由美氏は文化事業ディレクターであり、演出家でもあります。吉川氏は、地域の人々が生活から醸し出す不可視な文化を美術館を通じて知ることを重視しています。
観光コンテンツとして知られるような地域文化、地域の風景にも、それらのすべてに地域の人々のリアルな生きざまが染みついていると考えています。
- (2) 花岡利夫氏は長野県東御市の市長です。彼は標高差 1,500m の地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出に力を入れています。
具体的には、①高地トレーニングの適地性を活かすことで、標高 1730m～1750m のエリアで、ナショナルチームや大学、実業団向けの陸上や水泳の高地トレーニング合宿を誘致・支援します。②スポーツを活かした地域活性化の取組として、市民向けスポーツ交流イベント等を通してスポーツ参加機会を促進し、スポーツ関心層の拡大を図っています。
- (3) 鈴木秀樹氏は、(株)鹿島アントラーズ FC 取締役副社長として、まちづくりにお

けるプロスポーツクラブの有効活用に取り組んでいます。

- (4) この3氏の一般報告は、まちづくりにおいて文化、スポーツ、観光、教育、医療、福祉などをつなげ、地域に活力と新たな価値をつくりだすことを目指しています。八戸美術館のオープニング展「ギフト、ギフト、」では、アーティストたちが地域でのリサーチから作品を展開しています。

美術館が地域の営みや文化の豊かさを知る場所として、または美術館が地域の資産を育む場所であって、互助や共助のコアがあることを理解することが重要だと思います。

8. パネルディスカッションについて

- (1) 小林真理氏は、人間がいるところ必ず文化があるとし、地域の特性にとって文化が大切であるが、文化の領域を地域のコアとしてまちづくり全体に開いていき、各分野が連携して文化で横ぐしを刺すという今後の武運化振興の方策を示しました。
- (2) 今川和佳子氏は、「はっち」のコーディネーターとして取り組んだプロジェクト等の報告を行いました。また、事前の段階からの市民との協働や相互理解の重要性を説いています。
- (3) 松橋崇史氏は、地域活性化とトップスポーツクラブ、スポーツ政策、スポーツの役割の変化の観点から報告し、文化政策の中におけるスポーツの役割を提示しました。
- (4) 頼重秀一氏（沼津市長）は、沼津市のスポーツ振興や、アニメの舞台としての取組について報告しました。
- (5) 山崎善也氏（綾部市長）は、合唱のまちの取組を中心に、綾部市における文化やスポーツの推進について紹介しました。

以上の各氏の報告を踏まえてディスカッションでは、事前のコミュニケーションの時間をとって理解者を増やしていくことの重要性、経済的価値や社会的価値だけではなく本質的な価値を問う必要性などが示されました。

以 上

研修報告書

研 修 名 議員活動新人研修
(主催団体名) (地方議員研修会)

研修期日 令和 5年 10月 25日

参 加 者 青野康子
永井 司

会 場 国際ビル リファレンス貸会議室
(東京都千代田区)

研修内容

一日通しの研修、「1期目にやってほしい事、注意してほしい事」「議員と職員の関係」「基礎知識としての財政のポイント」「執行部を知る」「議員が本来すべきこと」「役所を動かす質問の仕方の必須条件」の項目で講義。

議員は対話と討論、調査そして意思決定に携わる。討議と意思決定を役割とする代表機関（議会）の構成員であり、首長と同様に「住民福祉の増進」という目的を実現するために議会内で主に調査と意思表明を職務とする公務員。行政の意思決定を担う行政の中の人。

基礎知識として

- ・ 地方自治とは何か、行政とは何か
- ・ 地方財政の仕組みはどのようなになっているのか
- ・ 議決機関である議会はどのようにしてその機能を発揮するのか
- ・ 議員として発揮できる権能は何か、より効果的に発揮する為には何が必要か
- ・ 首長（執行部）はどのように政策を決定し、職員はどのような仕事をしているか。

これらは地方自治特有の法律的な知識。

1期目はまず学ぶことが必要である。

議員として本来的にすべきことの中で、住民とのダイレクトなコミュニケーションで問題（現実とのあるべき姿のギャップ）を見つけ、課題（やるべきこと）の設定それを実現する政策案（仮説・検証）を考え一般質問。それを住民に問題と課題を伝えて、執行部の対応を説明し、議会・議員としての意思の表明。

議員は行政情報のメディアになろう。一般質問とは、議員が一人の議員として、執行部の政策、施策の在り方の問題点を問い質し、必要な場合は具体的な施策を提案し実行を要請するもの。

一般質問は政策実現の切り札ではなく、推進するための道具と考えるべき。

「いい質問」とは住民全体の「福祉の増進」に関して成果を出すこと。

- ・市民への明確な情報提供（共有）
- ・隠れていた重要な課題が見える化（理解）
- ・課題解決のための政策を提案し実現（実現）

問題をはらんだ現状認識を前提として、どのような課題があるのかを探り、課題を抽出する。

この際、視点、価値観の違いによって課題としてのとらえ方が違ってくる。この違いを乗り越えて課題意識への共感があって初めて役所は動く。

等の講義が行われました。

経 費

参加負担金	10,000円
交 通 費	3,440円
宿 泊 費	0円
合 計	13,440円

研修報告書

研 修 名 1年議員の為に
(主催団体名) (全国市町村国際文化研修所)

研修期日 令和 5 年 11 月 8日から 11月 10日

参 加 者 青野康子

会 場 全国市町村国際文化研修所 (滋賀県大津市)

研修内容

1日目:「地方自治制度と地方議会」 講師:小西 敦

地方自治法の議会関係の基本的条文を理解し、その知見を議員としてどう活用するかが今回の目標とされた。

「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」とした日本国憲法93条の部分は重要である。令和5年 地方自治法の一部を改正 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化は今までの内容より具体的に明記されるようになった。

講義前半は、地方自治法など法令関連、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化、請願書の提出等のオンライン化の公布、

市町村の議員定数・議員報酬、議長の任期、委員会の設置状況などの講義が進められました。

後半はグループワークで「議会が纏まることで強力になる」「議会の権限の大きさ」

「住民の為に最大限の力を発揮できるよう、議員が法で守られている」等、本日の振り返りや疑問点などを話し合い発表し、終了となりました。

2日目:「市町村議会議員研修 (1年目議員のために)」 講 師:本橋 謙治

「議員と議会」

地方議会の会議と召集、本会議の運営に関する基本的な事項など前日の内容と重複している箇所もありましたが、より踏み込んだ内容の講義。

「議員の身分と職責」

地方議会の滑動期間 (本会議は、会期不継続の原則により会期中のみ活動加納)

地方自治法を引用して議会の運営、進行、留意点を議員としてのモラル、守秘義務について。

「議員活動について」

各グループに分かれ意見交換や質疑など行いました。

3日目：「地方議会の活性化と議員の役割」 講師：牛山 久仁彦

1. 自治体議会をとりまく環境の変化

VUCAの時代の影響など議会活性化をどのように実現するのか。国・県の仕事以外が自治体の仕事である。自治体は政策のトップランナー。深刻な人口減少や少子高齢化で問われる地域活性化と自治体議会の果たすべき役割

2. 市町村議会の現状と改革課題

地域政治への関心の低下（民主主義の学校の危機的状況）、議員のなり手不足、議会への住民参加と制度改革の構想（若い女性の参加が少ない、子育てとのバランスの難しさがある）、自治体議員の政治倫理

3. 地方分権時代にふさわしい自治体議会改革の方向性

行政監視機能の強化、議会による住民を起点とした政策立案の意義（住民ニーズの確認、住民参加の実践）、委員会の活用と改革方策

他、議会審議の充実に向けた方策の講義もなされ3日間が終了。

経 費

参加負担金	10,200円
交 通 費	30,080円
宿 泊 費	0円
合 計	40,280円

令和5年度市町村議会議員研修〔2日間コース〕

第2回 『防災と議員の役割』

彩桜きたもと 高橋 誠

- 1 期 日 令和5年11月20日（月）～11月21日（火）
- 2 場 所 全国市町村国際文化研修所
- 3 参加者 高橋 誠
- 4 研修内容

1日目

【講義】「大規模地震災害の予測と対応策」

講師：東京大学名誉教授 平田 直

- ・ 不確実性（リスク）が増大する時代である。
 - 3. 11の影響は今もなお残っている状況で、南海トラフの巨大地震災害、日本海溝・千島海溝でも巨大地震発生の可能性が高い。
- ・ 東京都の新しい地震被害想定
 - 定量的な被害は、10年前に比べて減り、対策の効果が上がった。
 - 定性的な被害（被害シナリオ）で身の回りにおこることが示された。
 - 従来からの課題（木密）と新しい課題（タワーマンション）
- ・ 静岡県における個別分野における留意事項

【講義・演習】「平時の防災と議員の役割」

講師：元板橋区危機管理担当部長、全区議会事務局長 鍵屋 一

- ・ レジリエンス（困難をしなやかに乗り越え回復する力（精神的回復力））の3要素プラス1
 - 危機を予測する力：「正常化の偏見」を排し、科学的に予測する。
 - 危機を予防する力：「被害抑止」と「対応準備」
 - 危機に対応する力：発生する被害に対応し、最小限に収める。
 - 大災害時には：危機から回復する力
- ※ 組織は「非日常」が苦手
 - 危機時は、臨機応変な対応が必要である。
 - 「日常」は予測可能性が高く、マニュアルで詳細に仕事の内容が決められているが、「非日常」は、内容、程度、過程が多様で、マニュアル化にも限度があり、職員は危機管理を敬遠しがちである。

- ・ 演習：東日本大震災での宮城県東松島市議会議員の行動をグループ検討

2日目

【事例紹介】「災害時における議会の対応と取組」

講師：熊本県人吉市市議会議員 徳川 禎郁

- ・ 令和2年7月4日に発生した水害における被害状況及び対応について自らの体験を説明

平成28年4月に発生した熊本地震から同年12月に議会災害対応方針の制定し、議会、議長、議員の対応基本方針を定めています。

【講義・演習】「災害時、復旧・復興時の議員の役割」

講師：元板橋区危機管理担当部長、全区議会事務局長 鍵屋 一

- ・ 災害時の議会・議員の氏名は住民の命と尊厳を守る。
執行部と協働し、国都道府県、防災関係機関、国民に働きかける。
- ・ 災害時議会・議員活動の考え方
議会が監視機能と政策提案機能を発揮すると、災害対応能力全体が遅滞する。
議会と執行部が協力すると混乱は少ない。
↓
 - ・ 応急対策時は議員は地域支援
 - ・ 復興時はまちの未来形成→議会審議
 - ・ 執行部任せにしない→平時から議会・議員の政策形成能力向上
- ・ 演習：東日本大震災での岩手県大槌町の総務部長（現町長）の災害対応についてグループ検討

地方議会セミナー オンライン受講報告書

彩桜きたもと 永井 司

- 1 受講期日 令和6年3月26日（火）
- 2 受講先 株式会社 廣瀬行政研究所
- 3 内 容 時代の変化に対応した教育を考える

－尼崎市の事例から

尼崎市前市長 稲村和美

4 受講内容の報告

少子高齢化が進む中で、学校のあり方について考えなければならない。

まず、学校の適正規模についてだ。適正規模について検討する時に、少人数学級についての検討をすべきである。少人数学級は望ましいとされる一方で、その効果に関するエビデンスはまだ十分ではない。しかし、保護者間では教育格差への意識の高まりから、少人数学級へのニーズは時代的な流れと言える。あるいは副担任制を導入することなど地域特性に応じた柔軟な対応が必要である。

次に、学校区割りについてである。大規模マンションの建設をはじめとした、地域の人口動態の大幅な変化は学校区割りの見直しを必要とする。区割り変更は、通学距離や地域コミュニティの形成などに影響を与えるため、慎重な検討と住民への丁寧な説明が必要となる。

学校をなくすことについては、様々な議論を生むことになる。「統廃合」という言葉はネガティブなイメージを持つため、「適正規模・適正配置」という表現が望ましい。

また、学校をなくすことありきで考えるべきではない。学校がなくなれば、当然そこに住んでいる児童生徒は通学が大変になる。そうはいつても、そこに暮らす数少ない児童生徒のためだけに公共施設である学校を残すことは、非合理的である。そこで、尼崎市では学校の役割を見直した。学校を、児童生徒が勉強するためだけのものではなく、地域交流拠点として運用するようにした。生徒数の減少により、学校は地域交流拠点としての役割を担うこと

が求められている。学校の一部を開放し、地域の活動拠点としたり、生徒との交流の授業を設けたりした。学校開放は地域住民の学習機会の提供やコミュニティの活性化に繋がるが、教員の負担増加や安全対策など課題も存在する。

さらに、尼崎市では地域課を設置した。地域課は、部局横断的な連携により、地域住民のニーズに応じた政策立案と課題解決を支援する。地域住民との密接なコミュニケーションを通じて、地域活性化に貢献する役割が期待される。学校開放においても調整役を担った。

時代の変化に対応した教育を実現するためには、少人数学級、学校区割り変更、学校再編、学校開放、地域課の設置など、様々な施策を検討することが重要である。地域住民や教育関係者との積極的な議論を通じて、地域特性に合致した教育環境を整備していく必要がある。尼崎市では、歴史的価値のある廃校舎を公共施設として活用するなど、地域活性化に貢献する学校再編を進めており、自治体は公共施設を地域資源として活かすことも検討していくべきだ。

地方議会セミナー オンライン受講報告書

彩桜きたもと 永井 司

- 1 受講期日 令和6年3月26日(火)
- 2 受講先 株式会社 廣瀬行政研究所
- 3 内 容 自治体でもっとSDGsに取り組もう！

－尼崎市の事例から

尼崎市前市長 稲村和美

4 受講内容の報告

SDGs は、地域創生に向けた包括的な目標設定において非常に有用である。総合振興計画と連携させ、PDCA サイクルを回しながら、確実に目標達成を目指すことが重要だ。計画や目標を設定するだけでなく、いつもゴールを意識して実行していく必要がある。

尼崎市では、SDGs 推進の一環として環境保護と経済の両立を目指した。尼崎市は工業都市として発展したため、工業排水や排気ガスによる水質汚濁・環境汚染が問題となっていた。当然、工場を直ちに止めさせれば環境問題は一挙に解決するが、現実問題それは不可能であるし、経済団体からの反発も想定される。そこで環境部局と経済部局を統合し、環境と経済の密接な関係性を考慮した統合的な政策を実施した。その結果、事業者の了承を得ながら順序立てて環境対策を実現できたことで、工業都市としての機能を残しつつ、近隣市町村とも引けを取らないきれいな街を実現することができた。

日本各地には北海道から沖縄まで、気候や産業構造をはじめとした、それぞれ異なる特色を持っている。地域の特性に応じた SDGs 推進が必要だ。各自治体独自の取り組みが自治体の強みになる。

SDGs の推進は首長のリーダーシップによる部局横断的な対応が求められる。逆説的に述べると、SDGs 推進の取り組みは縦割り行政の打破に役立つ。また行政は数多くの計画を策定するが、総合計画と個別計画の整合性を確保することも課題だ。まちづくりの構想や施策評価表も、形式的なものではなく、実際に効果のある内容にする必要がある。効果の測定に基づいた指

標や課題の抽出、改善策を明確に示し、今後の施策に活かすものにすべきである。

SDGs の推進のためには、市民の意識向上も不可欠だ。そのため、尼崎市では市内の企業と連携して、学校向けの学習支援や SDGs セミナーを実施した。地域の企業活動を通じて地域貢献も実現し、企業のイメージ向上や周知活動にも繋がった。

SDGs の推進は、地域創生と持続可能な社会の実現において自治体の重要な役割を果たす。地域の特性に応じた様々な取り組みや縦割り行政の打破、効果的な計画とマネジメント、地域連携、そして森林環境の保全など、様々な課題に積極的に取り組むことで、より良い未来を築いていくことができるのである。

研修報告書

研 修 名 高齢化の進展・人口減少に対応したまちづくり
(地方議員研究会)

研修期日 令和 6 年 3 月 27 日

参 加 者 滝瀬光一
高橋 誠
永井 司
青野康子

会 場 国際ビル リファレンス貸会議室
(東京都千代田区)

研修内容

地方都市と地域公共交通の現状

全国の人口が2020年の12,614万人から2050年の10,468万人へ17.0%減少。

その内高齢者が2020年3,602万人から2050年3,888万人7.9%増可。

更に、全国と同様に町村で調べた際、全体と高齢者それぞれの増減率が、全体では31.9%減少、高齢者13.3%減少となっており、高齢化率の上昇は若者の減少が原因となる。

高齢化率が上昇するだけではなく人口そのものが減ることが問題である。

市町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位が互いに隣接した人口が5,000人以上となる地区のことをDIDという。このDID面積が1990年から2020年で32%増可。人口減少とともに2020年からの30年後下げ幅が1990年の頃に近しい数値になれば良いが、緩やかに拡散した都市は人口減少が進んでも同じ年には戻らない。

地域公共交通の状況として、国内のモータリゼーションの進行、地方部での人口減少、ICT技術による需要の転換が公共交通利用者の減少をおこし、車両費・燃料費の高騰、運転手不足の深刻化、求められるサービスの多様化によるサービス水準の低下（減便・運賃値上げ）によって負のスパイラルが起きている。

高齢者の免許保有と免許返納について。

免許返納数は、コロナ前の2019年までは返納率が年々増加傾向だったが、2019年をピークに免許返納率は下がっている。

高齢者の免許保有に関して、今後の高齢者は免許保有率が高いため、高齢者の免許非保有者数は2045年まで減少が考えられる。但し、免許保有が運転しているや運転したい人ではないことに注意が必要である。

以上を含め、地域公共交通に求められる役割と価値について。

「運転の出来ない学生・生徒・高齢者、障がい者、妊婦等の交通手段の確保」として

中津川市の高校生のバス通学支援として自治体がバス通学による補助金事業や牧之原市の乗り換え時間の確保と登校時間を変更して通学の利便性の向上を図ったりしている。

「観光客等の来訪者の利便性や地域内での回遊性の向上により人の交流を活発化」
として、利用者の目的に合わせた最適な情報量での利用案内。として京都市の事例が説明された。

「外出機会の増加による賑わいの創出や歩くことによる健康増進」として松本市の商店との連携による賑わいの創出。運行側が費用負担をしないインセンティブによる利用促進施策の説明があった。

公共交通ネットワークの整備による健康への効果として、公共交通分担率が向上するほど受療率が低減されたり、徒歩圏が拡大し医療費削減に貢献するなどのデータもあらわれている。

「都市機能を集約した拠点同士や拠点と住居地域を結ぶ交通手段の提供」として、従来の都市構造から立地適正化計画との連携による拡散した公共交通空白地域をデマンド型乗合タクシーやコミュニティバスなどによる支線輸送などを行いコンパクトプラスネットワークにより構築する。

最後に瀬戸市の事例で、それなりに公共交通が便利な地域ではあったが、人口の1割が集中している菱野団地の高齢化進行により移動の課題が顕在化。市民ワークショップにより移動に対する価値感を共有。買い物という移動に関する課題へのアプローチを行う。

住民でその課題を実現するために運行協議会を組織し、住民説明会を開催して「住民バス」として運行を開始。

開始後も運行状況の共有を行い、目的に合わせて柔軟なダイヤ・ルートの変更を行い団地内の便利な移動を行なっている。

これにより自治体で自然消滅していた自治会合同のお祭りが復活したり、地域内の活性化にも繋がるようになったとの報告もありました。

経 費

参加負担金	60,000円
交 通 費	6,880円
宿 泊 費	0 円
合 計	66,880円

研修報告書

研 修 名 地域公共交通活性再生法の改正と地域公共交通計画
(主催団体名) (地方議員研究会)

研修期日 令和 6年 3月 27日

参 加 者 滝瀬光一
高橋 誠
永井 司
青野康子

会 場 国際ビル リファレンス貸会議室
(東京都千代田区)

研修内容

サービスの安定供給を優先し、需給調整による交通事業者の地域独占と内部補助で地域公共交通の利用者が増えていた時代から、需給調整を廃止し、サービスの質・量は交通事業者の競争に委ね、自動車の普及で利用者が減り始めて自動車と競争していた時代、そして現在は競争どころでは無くなり、自治体・事業者・地域が一体となり公共交通の活性化・再生の取り組む時代に変化した。

【地域公共交通会議と法定協議会】

地域公共交通会議を法定協議会と位置付けた合同会議として開催が可能となった。これは、法定協議会の目的が「地域公共交通計画の策定」が可能となった事。対象がバス、タクシーの他に「鉄道、軌道、旅客船等」が追加になり、参加是非が「応諾義務あり」に変更。そして協議結果については「協議会参加者の尊重義務あり」。事業実施は「行える」として前向きな会議に開催が可能になった。

【2020年地域公共交通活性化再生法の改正】

・地域公共交通利便増進事業

既存路線の再編、他の交通モードへの転換、自家有償旅客運送の導入と路線・運送区域の変更。これらと、共通乗車券の発行、乗り継ぎ割引運賃の設定、ICカードや二次元バーコードの導入、ゾーン運賃等の他の再編事業と同時に行うことで改善を促進する。

・地域旅客輸送サービス継続事業

既存のバス路線の退出など地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合に、多様な選択肢を検討・協議し実施方針を地域旅客サービス継続実施計画に定め、地方公共団体の公募により旅客運送サービスの継続を図る。

実施方針として、実施区域・維持が困難となった旅客輸送サービス水準・継続旅客サービスの種類や運行形態（他の交通事業者への移管、自治体のコミュニティバスによる継続、デマンド交通による継続など）、継続旅客運送を実施者の要件、地方公共団体による支援の内容（運行費に係る補助金や運行委託費の予算措置、地域住民と連携した利用促進策）実施予定期間（終了後にフィーダー補助への以降も可能）、公募期間・選定方法・その他の内容が上げられた。

・共同経営等に係る独占禁止特例法

地域の基盤サービスを提供する乗り合いバス事業者が他の交通事業者（バスに限らない）と連携した取り組みにより、経営力の強化・生産性の向上を図り、将来にわたってサービスの提供の維持するため、共同経営（カルテル）に関する独占禁止法の特例等を定める。

・地域公共交通計画作成の努力義務化

地域公共交通計画として、公共交通ネットワークの確保に加えて、ダイヤや運賃などのサービス向上を含めた総合的な改善・充実。

公共交通以外の地域の輸送資源との組み合わせが計画の対象になっているか、地方公共団体での作成を努力義務化、計画策定の補助事業との連動が計画の位置付けになっているか、定量的な数値目標や毎年度の評価を制度化、定量的なデータに基づくPDCAの取り組み強化が実効性の確保がされているか内容が変更されている。

地域公共交通計画の基本スキームとして、地域公共交通計画を特定事業の各種計画に位置付ける事で、法律の特例措置・各種補助事業の認定など国が支援する事が出来る。

公共交通をどの様にするのかではなく、公共交通を使って街をどのようにしたいかを基本方針にする。自治体担当者と交通事業者の連携がないと様々な計画・制度を有効に使えないとの言葉で締めくくられました。

経 費

参加負担金	60,000円
交 通 費	6,880円
宿 泊 費	0円
合 計	66,880円

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 彩桜きたもと 令和 5 年度分

使途基準 項 目	広報費	1 / 1 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和 6 年 2 月 20 日 /	彩桜きたもと 第 1 号 印刷代 /	185,900	3 3 /	
" /	折込料、手数料 /	65,384	3 4 /	
合 計 額		251,284		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に 1 件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

領収書等貼付用紙

No. 22

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
3	広報費	/

領 収 証

北本市議会 彩桜きたもと 様

令和 6 年 2 月 20 日

No. 5006445

★

¥185,900 -

但

上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額	169,000
消費税額(10%)	16,900



有限会社 センター印刷

代表取締役 福田 圭寿

登録番号 T1-0300-0208-3386

〒364-0005

埼玉県北本市本宿2-40

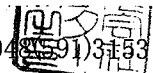
電話 048(591)3153 (代)

FAX 048(591)3528



電話 048(591)3153 (代)

FAX 048(591)3528



担当者:

--	--	--

下記の通り御請求申し上げます

御請求金額 ¥185,900 -

品目名	数量	単位	単価	金額
「彩桜きたもと」北本市議会	16,900	部	10.00	169,000
広報紙 B4判ノビ(392×272)				-
両面1色刷り 予備300枚				-
				-
				-
小 計				169,000
消費税(10%)				16,900
合 計 金 額				185,900

振込先

領収書等貼付用紙

No. 34

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
3	広報費	/

領 収 証

北本市議会 彩桜きたもと 様

令和 6 年 2 月 20 日

No. 5006464

★

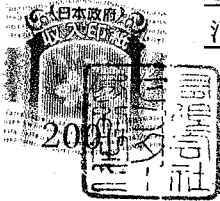
¥65,384 -

但

上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額	59,440
消費税額(10%)	5,944



有限会社 センター印刷

代表取締役 福田 圭寿

登録番号 T1-0300-0208-3386

〒364-0005

埼玉県北本市本宿2-40

電話 048(591)3153 (代)

FAX 048(591)3528

埼玉県北本市本宿2-40

電話 048(591)3153 (代)

FAX 048(591)3528

担当者:

下記の通り御請求申し上げます

御請求金額 ¥65,384 -

品目名	数量	単位	単価	金額
新聞折込	16,600	部	3.40	56,440
新聞折込手数料	1	式	3,000.00	3,000
				-
				-
				-
			小 計	59,440
			消費税(10%)	5,944
			合 計 金 額	65,384

振込先

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

使途基準 項 目	資料購入費	1 / 1 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和6年 3月29日	地域創生入門 政策財務の基礎知識	6,600	35	
〃	振込料	220	〃	
合 計 額		6,820		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

領収書等貼付用紙

No. 35

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 彩桜きたもと 令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	／

ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	お取引内容
06-03-29	03297	カート送金
記号	番号	
*****	*****5691	
取扱番号	お取引金額	
N186	*6,600	
4205	残高	
	*63,717	
みずほ銀行		
青山支店		
当座		
タイイチホウキ(カ)		
送金料金 *220円		
振込予定日 06-03-29		
キタモトシキカイ サイオウキタモト 28806		
97		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆ う ち ょ 銀 行 ——